

○東京弁護士会紛争解決センター規則

(平成6年6月17日施行)

改正 平成7年2月17日改正 平成8年4月1日改正
平成11年11月8日改正
平成11年12月20日改正 平成12年2月7日改正
平成14年1月15日改正 平成15年3月24日改正
平成16年3月25日改正 平成17年2月7日改正
平成21年12月8日改正 平成29年7月11日改正
2022年1月26日改正

(目的)

第1条 本会は、民事上の紛争を当事者の意思を尊重した手続によって柔軟、適正かつ早期に解決することを目的として、東京弁護士会紛争解決センター(以下「本センター」という。)を設置する。

(事業)

第2条 本センターは、次の事業を行う。

- (1) 民事上の紛争についてのアッサン及び仲裁
- (2) 本センターの行うアッサン・仲裁事業の広報活動
- (3) その他本センターの目的を実施するための事業

(運営)

第3条 本センターは、紛争解決センター運営委員会(以下「委員会」という。)がその運営を行う。

(アッサン人・仲裁人候補者名簿)

第4条 会長は、第1条の目的を達成するため、弁護士の登録期間が通算して7年(判事、判事補、検事の職にあったことのある会員については、それらの職にあった期間を算入する。)以上の弁護士会員及び学識経験者の中からアッサン人及び仲裁人候補者を委嘱する。

- 2 アッサン人及び仲裁人候補者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会は、アッサン人・仲裁人候補者名簿を作成し、これを本センターに備え付ける。
- 4 アッサン人・仲裁人候補者名簿の作成及び運用は、細則で定める。

(アッサン人・仲裁人助言者)

第4条の2 本センターは、アッサン人及び仲裁人がその職務を行うに当たり専門的助言を必要とする場合は、アッサン人・仲裁人助言者(以下「助言者」という。)を選任することができる。

- 2 委員会は、助言者の選任の便宜のため、アッサン人・仲裁人助言者候補者名簿を作成し、これを本センターに備え付ける。助言者候補者は法曹資格の有無を問わない。

3 助言者の選任は、原則として、あっせん人・仲裁人助言者候補者名簿の中から、あっせん人又は仲裁人の推薦により、本センターが行う。

(あっせん人補・仲裁人補候補者名簿)

第4条の3 会長は、第1条の目的を達成するため、あっせん人及び仲裁人候補者として委嘱を受けた会員以外の弁護士会員の中からあっせん人補及び仲裁人補候補者を委嘱する。ただし、あっせん人補及び仲裁人補候補者の資格及び人数は別に規則又は細則で定める。

2 あっせん人補及び仲裁人補候補者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会は、あっせん人補・仲裁人補候補者名簿を作成し、これを本センターに備え付ける。

4 あっせん人補・仲裁人補候補者名簿の作成及び運用は、細則で定める。

(養育費ADR検証委員)

第4条の4 本センターは、養育費ADRに関する細則に基づいて実施するあっせん手続に関して助言及び検証をするため、弁護士会員の中から養育費ADR検証委員候補者を委嘱する。

2 養育費ADR検証委員候補者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会は、養育費ADR検証委員候補者名簿を作成し、これを本センターに備え付ける。

4 養育費ADR検証委員候補者名簿の作成及び運用は、細則で定める。

(秘密の保持)

第5条 あっせん人、仲裁人、あっせん人補、仲裁人補、助言者及び養育費ADR検証委員は、本センターの業務に関して、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。ただし、あっせん・仲裁制度の改善、研修、広報及びこれに準じる公益目的のため、細則に従い当事者が特定されないように匿名化したうえで、その目的に相応した方法で利用する場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第6条 次に掲げる事項は、別に規則で定める。

(1) あっせん人、仲裁人、あっせん人補、仲裁人補及び養育費ADR検証委員の選任手続

(2) あっせん及び仲裁の手続

(3) あっせん及び仲裁の手数料

(4) あっせん人、仲裁人、あっせん人補、仲裁人補、助言者及び養育費ADR検証委員に対する報酬

(細目の規定)

第7条 この規則を実施するため必要な事項は、委員会の決議を経て、会長が細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日(平成6年6月17日)から施行する。
- 2 最初のあっせん・仲裁人候補者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず1年とする。
- 3 協議会は、当分の間月1回定期的に開催する。

附 則(平成7年2月17日改正)

第4条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成7年2月17日)から施行する。

附 則(平成8年4月1日改正)

第4条の2の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日(平成8年4月1日)から施行する。

附 則

第4条の2の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日(平成8年11月19日)から施行する。

附 則(平成11年11月8日改正)

第3条、第6条及び第7条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成12年4月1日)から施行する。

附 則(平成11年12月20日改正)

附 則(平成12年2月7日改正)

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成12年年4月1日)から施行する。

附 則(平成14年1月15日改正)

第4条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日改正)

第4条第1項及び第5条から第7条までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成15年5月12日)から施行する。

附 則(平成16年3月25日改正)

第4条の見出し、第1項、第2項及び第3項、第4条の2(見出しを含む。)、第5条、第6条(見出しを含む。)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日から施行し、平成16年3月1日から適用する。

附 則(平成17年2月7日改正)

題名、第1条及び第3条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月8日改正)

第4条の3(新設)、第5条及び第6条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成22年1月1日)から施行する。

附 則(平成29年7月11日改正)

第1条、第2条第1号、第4条第1項、第3項及び第4項、第4条の2、第4条の3(見出しを含む。)、第5条並びに第6条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成29年8月24日)から施行する。

附 則(2022年1月26日改正)

第4条の4(新設)、第5条、第6条第1号及び第4号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2022年3月17日)から施行する。